

特定調達契約に係る
令和5・6年度新潟市建設工事
入札参加資格審査申請書提出要領

新潟市建設工事入札参加資格者名簿に登載がなく、特定調達契約に係る入札に参加を希望される方は、入札参加資格の審査申請が必要です。

※この申請による資格では、特定調達契約以外の入札には
参加できませんのでご注意ください。

1. 電子申請

新潟市ホームページからシステムによる電子申請を行ってください。

<申請受付期間>

令和6年4月26日（金）午前8時～令和6年6月14日（金）午後3時

<システムの稼働時間>

平日午前8時～午後9時（水曜日は午後6時まで）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」）を除く。

※電子申請時、本社基本情報の「会社名等」を入力する際、社名の前に（WTO）と加えてください。

（例）（WTO）株式会社 ○○○

※電子申請後速やかに、新潟市財務部契約課工事契約係まで登録した旨をお電話でご連絡ください。

2. 書類提出

電子申請後、提出書類を速やかに下記提出先まで郵送又は持参してください。

※郵送の場合、簡易書留等記録の残る方法で送付してください。また、封筒に「入札参加資格審査申請書類【特定調達】」と記載してください。

※書類不備等により電話で確認をさせていただく場合がありますので、必ず写しをとっておいてください。

※期限を過ぎても書類が提出されず、連絡がとれない、又は書類提出が見込めない場合などは、申請を無効とすることがあります。

<提出先>

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 財務部 契約課 工事契約係

電話番号 025-226-2217

<提出期限>

令和6年6月14日（金）午後5時

○電話相談窓口「ヘルプデスク」（システム入力方法について）

開設時間 平日午前9時～午後5時

電話番号 ☎0570-200-192

※休日等を除く。4月30日（火）～5月2日（木）は休業。

－参加資格審査申請をする場合の注意事項＜目次＞－

1	申請することができる方	3 頁
2	申請方法	4 頁
3	申請期間等	4 頁
4	電子申請の流れ	5 頁
5	工種・種目について	5～6 頁
6	総合評定値について	6 頁
7	総合評定値通知書の社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に、 「加入」又は「適用除外」となった場合の取扱いについて	6 頁
8	主観点項目について	6 頁
9	新潟市における総合評点及び格付について	6～7 頁
10	その他システム入力上の注意事項について	7～8 頁
11	資格認定後、申請内容に変更等があった場合	8 頁
12	提出書類等	9～14 頁
	工（業）種／種目コード表（建設工事）	15～17 頁

特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書提出要領

－参加資格審査申請をする場合の注意事項－

令和5・6年度新潟市建設工事入札参加資格者名簿に登載がなく、特定調達契約に係る入札に参加を希望される方は、新潟市建設工事入札参加資格審査要綱、新潟市契約公告第188号（特定調達契約（建設工事）に係る競争入札参加者の資格に関する公告）及び以下の内容をよくお読みいただいた上で、申請及び必要書類の提出を行ってください。

1 申請することができる方

申請をすることができる方は、次の各号の全てに該当する方です。入札参加資格の認定後に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない者
- (2) 新潟市税を滞納していない者
- (3) 法人税若しくは所得税を滞納していない者
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）へ加入している者、または加入義務がない者
- (6) 登録を希望する工種に対応する建設業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け1年以上営業しており、かつ同法第27条の23第1項に定める経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、入札参加資格審査の申請日時時点で、同経営事項審査において経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）が通知されていること。

※新潟市との契約先を支店・営業所等に委任する場合は、該当となる支店・営業所等が建設業の許可を受けていなければなりません。

(7) 次のア～キのいずれにも該当しない者

- ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者
- エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

- オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 申請方法

新潟市ホームページからシステムによる電子申請を行ってください。（5頁に電子申請の流れを掲載しています。）

電子申請後、下記期限までに9頁に掲げる提出書類を契約課まで郵送又は持参してください。郵送の場合、封筒に「入札参加資格審査申請書類【特定調達】」と記載してください。

建設コンサルタント業務も併せて申請する場合は、別封筒で郵送又は持参してください。

○書類提出先：〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 財務部 契約課 工事契約係

○書類提出期限：令和6年6月14日 午後5時必着

3 申請期間等

(1) 電子申請期間及び参加資格の有効期間

電子申請期間	資格の有効期間
令和6年4月26日～ 令和6年6月14日	資格開始の日から令和7年3月31日まで ただし、特定調達契約に係る入札・契約手続きに限る

(2) 電子申請受付時間（システムの稼働時間）

平日 午前8時から午後9時（水曜日は午後6時まで）

※最終日の令和6年6月14日の受付は午後3時までです。

(3) 電話相談窓口「ヘルプデスク」

申請手続きの案内やシステム入力の手助けをする電話相談窓口「ヘルプデスク」を設置しておりますので、ご利用ください。

開設時間 平日 午前9時～午後5時

電話番号 ㉞0570-200-192

※休日等を除く。4月30日（火）～5月2日（木）は休業。

4 電子申請の流れ

- ・令和5・6年度に入札参加資格登録があり、今回、登録工種を追加される方
- ・令和5・6年度に入札参加資格登録をされていない方

→上記いずれの場合も、電子申請は「新規申請」として行ってください。

提出書類は令和5・6年度の入札参加資格登録の有無によって異なりますので、9頁をご確認ください。

申請入力までの作業手順は下記のとおりですが、入力方法については、【新規申請業者用】業者登録サブシステム操作マニュアル（工事・コンサル兼用）をご参照ください。

（令和5・6年度の入札参加資格登録がある方、ない方いずれも）

- 1 新潟市ホームページにアクセスしてください。
- 2 「産業・経済・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」→「登録業者情報」→「令和5・6年度入札参加資格審査申請について（建設工事・建設コンサルタント）」の順にクリックしてください。
- 3 下記書類をダウンロードし、入力の準備をしてください。
 - ・申請書類 様式各種
 - ・業者登録サブシステム操作マニュアル【新規申請業者用】
- 4 特定調達契約に係る入札参加資格審査申請の項目中にある「新規申請」をクリックし、「業者登録サブシステムの使用方法」画面の「建設工事」の項目中にある「業者新規登録申請（令和5・6年度）」をクリックし、操作マニュアルに従って入力・申請を行ってください。

5 工種・種目について

（1）申請工種数

通常、登録工種は5工種までですが、特定調達に係る入札に参加される場合は5工種を超えて登録できます。

なお、今回登録された工種については、特定調達契約以外の入札参加はできません。

システム上では5工種までしか登録できないため、6工種以上の登録を希望される場合は、契約課までご連絡ください。

（2）施工実績について

一部の種目（種目コードが110以上のもの。15頁～17頁参照）は、申請の際に施工実績の入力が必要です。様式2「種目別の施工実績に関する調書」を事前に作成し、電子申請入力を行う際、各種目の「種目売上高」に調書と同じ金額（税込、円単位）を入力してください。

※施工実績は、参加申請受付開始月の1日から起算して過去10年間に竣工した代表的な1工事（税込、円単位）となります。（10年間の実績の合算ではありません）

※実績が必要であるにもかかわらず、施工実績が「0円」で入力されている場合は、種目の申請を受付できません。（市で取り消します）

※土木一式の下水道管更生（種目コード210番）は、（公財）日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の協会会員であり、かつ、各工法協会が主催する技術講習を修了した技術者を直接的かつ恒常的に雇用している場合、根拠書類を提出すれば施工実績がなくとも申請することができます（施工実績を「0円」で入力）。

6 総合評定値について

入札参加資格申請の日時点で有効かつ最新の総合評定値通知書が必要です。

7 総合評定値通知書の社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に、「加入」又は「適用除外」となった場合の取扱いについて

総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが登録の条件となります。

総合評定値通知書において保険の加入状況が「未加入」であった後に、「加入」又は「適用除外」となった場合は、当該事実を証明する下記のいずれかの書類を提出してください。

- (1) 「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- (2) 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- (3) 「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- (4) 「雇用保険」領収済通知書の写し、及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- (5) 「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- (6) 適用除外誓約書（任意様式で結構ですが該当がある場合はご連絡ください）

8 主観点項目について

主観点項目について、全て加算を「希望しない」を選択して登録してください。

※申請入力画面において初期設定が「希望する」になっているので、当該項目の入力を行う際、「希望しない」を選択してください。

9 新潟市における総合評点及び格付について

土木一式、建築一式、管、電気及び造園工事については、総合評定値通知書の総合評定値と主観点（特定調達契約に係る入札のための登録の場合は加算しないため、主観点は一律0点となります）の合計点数を総合評点とし、格付を行います。

令和5・6年度の格付基準は新潟市ホームページに掲載しています。なお、一度格付されると、資格の有効期間中は変更されません。

10 その他システム入力上の注意事項について

(1) 「本社基本情報」の会社名等

必ず社名の前に(WTO)と加えてください。

(例) (WTO) 株式会社 ○○○

(2) 「本社基本情報」の住所

建設業許可申請の際の「主たる営業所」の住所を入力してください。

※本社が単なる登記上の本店にすぎない場合、本社の住所の登録はできません。

※建設業を総括的に扱う支店等が存在する場合も、「主たる営業所」の住所を入力してください。

(3) 法人番号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」における13桁の法人番号を入力してください。

※個人番号(マイナンバー)ではありません。個人番号は入力しないでください。

※法人番号がない場合は入力不要です。

(4) 資本金

資本金または出資総額の大きい方を入力してください。

(5) 職員総数

申請日現在の職員数を入力してください。

※雇用期間を特に限定することなく雇用された者(一定期間を定めて雇用され、反復更新されている者も含む。また、営業・総務等事務関係の業務に主に従事する者を含む)に、法人にあたっては取締役又はこれに準ずる常勤の者(監査役は除く)、個人にあつては事業主又は支配人で常勤の者を加えた数。

(6) 企業規模区分

中小企業基本法第2条第1項の基準を満たす者は「中小企業」を、基準を超える者は「大企業」を選択してください。

中小企業基本法第2条第5項に該当する者は「その他」を選択してください。

資本金や常時雇用している従業員数などの面では中小企業基本法第2条第1号に定められた中小企業の定義に該当しているが、大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社は「みなし大企業」を選択してください。

(7) 創業年月日

月日が不明な場合は4月1日と入力してください。

創業年月日と設立年月日が異なる場合は、若い方を入力してください。

(8) 建設業許可番号

先頭の0（ゼロ）を省略せず半角6文字で入力してください。

(9) 「契約委任先情報」の住所

建設業許可申請時の「主たる営業所」または「従たる営業所」の住所を入力してください。

(10) 債権者コード

新潟市会計課に口座振替申込をし、債権者コードを取得されている場合は、下7桁の番号を入力してください。不明な場合は入力不要です。

(11) 誤入力があった場合

一度申請すると再度入力、修正はできません。申請内容に間違いがあった場合は、提出する申請書に訂正箇所がわかるように赤字で記載し、その箇所に「修正依頼」と記載した付箋を貼ってください。

1.1 資格認定後、申請内容に変更等があった場合

資格認定後に、所在地、代表者等申請した内容に変更等があった場合は、速やかに電子申請又は届出書の提出を行ってください。

- (1) 申請内容に変更があった場合…電子申請による変更申請（電子申請ができない場合は、紙による変更届出書）及び必要書類の提出
- (2) 事業の譲渡、会社の分割等を行った場合…参加資格承継申請書の提出
- (3) 以下に該当する場合…参加資格辞退届出書の提出
 - ア 合併等による会社の消滅又は解散があった場合
 - イ 営業を廃止した又は参加を辞退したい場合 等

12 提出書類等

提出書類は令和5・6年度の入札参加資格登録の有無によって異なります

(1) 提出書類一覧 ※各様式は、新潟市ホームページからダウンロードできます。

ア 新規申請（令和5・6年度の入札参加資格登録がない方）

記号	郵送・添付書類	提出部数	対象者	様式	提出時の注意事項
ア	提出書類点検票及び受付票	1部	全社	様式1-1	注1
イ	入札参加資格審査申請書	1部	全社		注2
ウ	電子申請受付完了画面	1部	全社		注2
エ	委任状	1部	契約締結権限等を支店・営業所等に委任する方	様式4	注3
オ	建設業許可申請書 様式第一号の写し	1部	全社		注4
カ	建設業許可申請書別紙2 「営業所一覧表」の写し	1部	契約締結権限等を支店・営業所等に委任する方		注5
キ	建設業許可通知書の写し (大臣許可又は県知事許可)	1部	全社		注6
ク	総合評定値通知書の写し	1部	全社		注7
ケ	使用印鑑届	1部	全社	様式5	注8
コ	種目別の施工実績に関する 調書	1部	工種の中の細目（種目） で、実績が必要な種目を 申請する方	様式2	注9
サ	技術職員名簿	1部	全社	様式3	注10
シ	暴力団等の排除に関する誓約書	1部	全社	様式11	注11
ス	国税の納税証明書	1部	全社		注12
セ	市税の納税証明書	1部	新潟市内に事業所がある 方		注13
ソ	返信用封筒（定形）	1部	全社		注14

イ 工種追加申請（令和5・6年度の入札参加資格登録があり、今回、登録業種を追加される方）

郵送・添付書類	提出部数	対象者	様式	提出時の注意事項
入札参加資格審査申請書 (変更申請)	1部	全社		注2
電子申請受付完了画面	1部	全社		注2
建設業許可申請書別紙2 「営業所一覧表」の写し	1部	契約締結権限等を支店・営業所 等に委任する方		注5
建設業許可通知書の写し (大臣許可又は県知事許可)	1部	全社 ※追加申請する工種の もの		注6
総合評定値通知書の写し	1部	全社		注7
種目別の施工実績に関する調書	1部	工種の中の細目（種目）で、実 績が必要な種目を申請する方	様式2	注9
技術職員名簿	1部	変更又は追加がある方	様式3	注10

(2) 提出方法

- ・新規申請（令和5・6年度に入札参加資格登録がない方）
→「(1) ア 新規申請」のイ～セを1部ずつ順番にまとめ、書類の左側に2箇所穴を開けて紐で綴じてください。「ア：提出書類点検票及び受付票」、「ソ：返信用封筒」は綴じずに別にしてください。
- ・工種追加申請（令和5・6年度に入札参加資格登録があり、今回、登録工種を追加される方）
→「(1) イ 工種追加申請」の該当書類を綴じずに提出してください。

(3) 提出にあたっての注意

注1 必ず不備がないか確認した上で提出してください。万一、書類に不備等があった場合は、「提出書類点検票及び受付票」（様式1-1）の備考欄に不備内容を記載した上で、写しを返信用封筒で返送しますので再提出してください。再提出されない場合は、申請受付ができません。
なお資格審査において、別途書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

※「提出書類点検票及び受付票」は、順次、書類確認（審査）後返送しますので、收受の事実確認のため受付印等が必要な場合は、返信用ハガキなどを別途同封してください。

注2 業者登録サブシステム操作マニュアルに従って入力し、申請書（5/5申請内容確認画面）及び受付完了画面を出力したものを提出してください。

注3 契約締結権限等を、建設業許可を受けている支店・営業所等に委任される方のみ提出してください。委任期間は、申請日から令和7年3月31日までとなります。

注4 「主たる営業所」情報を確認します。新潟市ホームページ「令和5・6年度入札参加資格審査申請について（建設工事・建設コンサルタント）」の「申請時の主な質問と回答及び補足説明」内に見本を掲載していますのでご確認ください。

注5 契約締結権限等を、建設業許可を受けている支店・営業所等に委任する方のみ提出してください。

注6 最新の建設業許可通知書の写しを提出してください。申請日時時点で各工種の許可を受けてから1年経過していることが確認できない場合は、前回の通知書の写しも提出してください。

注7 審査基準日が申請日から1年7カ月前の日以降であり、申請日時点で有効かつ最新の総合評定値通知書の写しを提出してください。なお、申請日時点で新たな経営事項審査を申請中の場合は、結果が通知されているものを最新としてください。

注8 社印（社名や部署名のみの印）を使用印とすることはできません。また、所在地、商号又は名称、代表者名は必ず記載してください。

※印鑑証明書は不要です。

注9 実績を確認する必要がある種目（土木一式の中の「下水道等シールド（1350mm以上）」など種目コード110番以上のもの）は、申請日から起算して過去10年間に竣工した代表的な1工事について実績額（税込、円単位）を記載し、提出してください。提出されない場合は、種目の申請について受付できません。（市で取り消します）

注10 13～14頁(4)の技術職員名簿の記載方法により記載してください。なお、「最新の経営事項審査の申請に添付した技術職員名簿」の写しでも可としますが、その場合は、新潟市内の本社（店）、支店又は営業所等に所属する職員の氏名の頭に○印をつけてください。

注11 支店長や所長等ではなく、本社代表者名を記載してください。代表者氏名のふりがな、生年月日は必ず記載してください。

注12 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可)を提出してください。

納税証明書「その3の3」（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

※申請受付開始月の1日から起算して、3か月前以降に証明されたものを提出してください。

※国税の猶予制度の適用を受け、納税証明書「その3の3」が提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出してください。

【国税の納税証明書】交付申請について

国税の納税証明書交付申請について

- 納税証明書の請求先は現在の住所地（納税地）を所轄する税務署です。
- 税務署へお越しの際は、本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。代理人による請求の場合は、委任状が必要です。
- 納税証明書交付請求書及び委任状は国税庁ホームページからダウンロードできます。
- 詳しくは、国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



※納税証明書は、税務署窓口での待ち時間の短縮が可能なオンライン請求や、電子納税証明書（PDF）がとても便利です（XML形式はご利用いただけません）。詳しくは、e-Taxホームページ「納税証明書の交付請求について」等をご確認ください。



e-Taxホームページ
納税証明書の交付請求について



国税庁動画チャンネル
電子納税証明書のご案内



スマホからの
オンライン請求はこちらから

注13 新潟市に納税義務がある方は、「新潟市入札用」の納税証明書（「市税に未納はありません」と記載されているもの。写し可）を提出してください。

<申請場所>

- ・市民税課（古町ルフル3階）
- ・中央区を除く各区区民生活課
- ・出張所

※申請受付開始月の1日から起算して、1か月前以降に証明されたものを提出してください。

※市税の猶予制度の適用を受け、新潟市入札用の納税証明書が提出できない場合は、当該書類に代えて、市税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出してください。

【新潟市入札用の納税証明書】申請の際の注意事項

- 申請人の方の本人確認をさせていただきますので、本人確認書類をお持ちください。
詳しくは、下記アドレスより確認してください。
※本人確認書類：新潟市ホームページ『市税の証明申請における本人確認書類』
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shiminzei.html
- 法人の納税証明書が必要な方は、本社代表者印を押印した申請書または委任状をお持ちください。
- 法人の納税証明書の申請には本社の住所、法人名、代表取締役名を記載していただき、本社の代表者印を押印してください。
- 同一世帯の親族以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状をお持ちください。
- 1カ月以内に納税(口座振替を含む)した方は、お手数でも必ず領収書または口座振替された通帳やその写しをお持ちください。納税したことが確認できるものがない場合、証明書を発行できません。
- 税証明交付申請書および委任状は市のホームページからダウンロードできます。
※申請書・委任状書式：新潟市ホームページ『証明等の種類と手数料』
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shurui_tesuuryou.html

注 1 4 宛先となる事業所の所在地、名称、担当部署等を明記してください。封筒は定形サイズで、必ず 84 円切手を貼ってください。

(4) 技術職員名簿の記載方法

建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ、又は第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する職員（以下「技術職員」という。）の氏名、生年月日及びその方が所有している資格の種類、並びに建設業監理技術者資格者証に係る建設業の種類及びその交付番号について、経営事項審査の審査基準日現在の状況で、次のとおり記載してください。

ア 「新潟市配置技術者」の欄

技術職員が新潟市内の本社(店)、支店又は営業所等に所属する場合に限り、○印をつけてください。

イ 「氏名」の欄

- ・ 「フリガナ」の欄

技術職員の氏名のかな読みを、カタカナで記載してください。

- ・ 「漢字」の欄

左詰めで、姓と名の間を 1 文字分空けて記載してください。

ウ 「生年月日」の欄

・年号の欄

次のとおり、年号に対応した記号を記載してください。

昭和：「S」 平成：「H」

・年月日の欄

技術職員の生年月日を、年、月、日をそれぞれ2桁で記載してください。

※昭和52年12月8日生まれの方の場合「S521208」と記載します。

エ 「有資格区分コード」の欄

技術職員が有する資格について、資格区分ごとに3桁のコード番号（経営事項審査申請におけるコード番号）を、左詰めで記載してください。

オ 「実務経験業種」の欄

「有資格区分コード」の欄に、「001」、「002」、「003」、「004」を記載された技術職員が主に担当している建設業の種類について、2業種を限度として、15頁～17頁「工（業）種／種目コード表（建設工事）」のコード欄下2桁を記載してください。

カ 「監理技術者資格者証」の欄

技術職員のうち、建設業監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を受講している技術職員について、次のとおり記載してください。

・「登録業種」の欄

建設業監理技術者資格者証に記載されている建設業の種類について、14頁「工（業）種／種目コード表（建設工事）」のコード欄下2桁を記載してください。

・「交付番号」の欄

建設業監理技術者資格者証の交付番号を右詰めで記載してください。

工(業)種／種目コード表 (建設工事)

コード	工(業)種名	コード	実績入力	種目名	
001	土木一式	010		一般土木	注1 注2
		110	○	下水道等シールド(1350mm以上)	
		120	○	下水道等推進(800mm以上)	
		130	○	セミシールド・小口径推進(800mm未満)	
		210	○	下水道管更生	
		310	○	配水管等布設	
		510	○	港湾	
		550	○	橋梁上部工事	
002	建築一式	010		一般建築	
		110	○	一般建築(複数階非木造)	
		210	○	プレハブ(鉄骨)	
		310		解体(廃止)	
003	大工	010		大工	
004	左官	010		左官	
005	とび・土工・ コンクリート	010		とび・土工工事	
		110	○	排土・止水	
		150	○	交通安全施設(道路標識等)	
		200	○	プール関連	
		250	○	アスベスト	
		300	○	杭打	
		350	○	橋梁(PC)	
		400		解体(廃止)	
		450		下水道管更生(廃止)	
		500	○	法面工事	
006	石	010		石	
007	屋根	010		屋根	
008	電気	010		電気	
		110	○	舞台照明	
		150	○	信号設備	
009	管	010		管	注3 注3
		210	○	給排水衛生設備(市上下水指定)	
		220	○	給排水衛生設備(市上下水未指定)	
		310	○	冷暖房設備工事	
		510	○	配水管更生	
		610		下水道管更生(廃止)	

コード	工(業)種名	コード	実績入力	種目名
010	タイル・れんが・ブロック	010		タイル・れんが・ブロック
011	鋼構造物	110	○	橋梁(鋼構造物)
		210	○	その他の鋼構造物
012	鉄筋	010		鉄筋
013	舗装	010		舗装
		110	○	体育施設(グラウンド整備・舗装)
014	しゅんせつ	110	○	しゅんせつ
015	板金	010		板金
016	ガラス	010		ガラス
017	塗装	010		塗装
		110	○	アスベスト
018	防水	110	○	防水
		150	○	プール関連
019	内装仕上	010		内装
		020		ブラインド
		030		背面ロッカー(黒板)
		040		たたみ工事
020	機械器具設置	010		エレベーター
		050		調理機器
		090		その他の機械器具
		110	○	新設ポンプ設備
		150	○	マンホールポンプ設備
		210	○	更新ポンプ設備
		250	○	沈砂池機械設備(流入・流出ゲート)
		310	○	水処理機械設備
		350	○	更新水処理機械設備
		410	○	汚泥処理(前処理・脱水)
		510	○	汚泥焼却施設
		610	○	非常用自家発電機
		650	○	食肉センター機械設備
700	○	スプロケットチェーン取替		
021	熱絶縁	010		熱絶縁
022	電気通信	010		電波障害(テレビ等共聴設備)
		020		信号機
		999	○	その他(備考に工事内容を記載すること)

コード	工(業)種名	コード	実績入力	種目名	
023	造園	010		造園	
024	さく井	010		さく井	
025	建具	010		建具	
026	水道施設	110	○	水道施設	注4
		120	○	配水	注4
		130	○	浄水	注4
		140	○	取水	注4
027	消防施設	010		消防施設	
028	清掃施設	210	○	焼却設備工事	
		999	○	その他(備考に工事内容を記載すること)	
029	解体	010		解体工事	

※「実績入力欄」に○が付いている種目については、**様式2「種目別の施工実績に関する調書」の提出が必要**となります。

※**注1**の種目については、（公財）日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の協会会員であり、かつ、各工法協会が主催する技術講習を修了した技術者を直接的かつ恒常的に雇用している場合、根拠書類を提出すれば、営業実績及び様式の提出は不要です。

※**注2**の種目についての詳細は、水道局にご確認ください。

※**注3**の種目は、給排水衛生設備に関して新潟市の指定を受けているか、いないかで区別されます。

※**注4**の種目については、以下のとおり区分し実績を計上してください。なお、「種目コード：110 水道施設」は一式的な区分であり、他の種目と重複して計上してもかまいません。

- ・ 110：水道施設…上水道の施設を築造又は設置する工事
- ・ 120：配水…水道水を配水管に送り込む施設
- ・ 130：浄水…凝集、沈殿、ろ過、消毒などの処理を行う施設
- ・ 140：取水…浄水場の入り口までの施設